

## 船舶事故調査報告書

令和5年8月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年7月6日 23時05分ごろ
発生場所	北海道厚岸町厚岸港東南東方沖 厚岸灯台から真方位116°24.6海里（M）付近 （概位 北緯42°46.0′ 東経145°22.0′）
事故の概要	漁船第八十一宝輝丸は、操業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月15日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十一宝輝丸、49トン
船舶番号、船舶所有者等	143530、日高中央漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか8人が乗り組み、さば・いわし棒受網漁の投網作業に当たり、甲板員7人が、左舷舷側に設置されたサイドローラに7か所ある揚縄用ローラ付近に分散して配置に就き、錘の付いた網（以下「本件網」という。）を海中に投入した後、本件網と巻取りウインチとを連結している7本のワイヤ（ステンレス鋼製、直径約10mm）を繰り出し、本件網の自重で同ワイヤが緊張する前にそれぞれのワイヤを揚縄用ローラに掛ける作業を行っていた。</p> <p>甲板員Aは、左舷側の「最も船首寄りの揚縄用ローラ」（以下「本件ローラ」という。）付近に立ち、甲板上にコイルされたワイヤに足を巻き込まれないよう足元に注意しながら、ゴム手袋を着用した手でワイヤを繰り出し、ワイヤを本件ローラに掛けようとしたところ、本件網の自重でワイヤが緊張し、ワイヤを持っていた左手の中指をワイヤと本件ローラとの間に挟まれた。</p> <p>本船は、操業を中止し北海道根室市花咲港に帰港した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、左中指伸筋腱断裂と診断された。</p> <p>甲板員Aは、甲板上のワイヤに足を巻き込まれないよう足元に気を取られ、手元をよく見ていなかったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、投網作業中、甲板員Aが、足元に気を取られ、ワイヤを繰り出す手元に対する意識が薄れた状態でワイヤを本件ローラに掛けよ

	<p>うとしたことから、本件網の自重でワイヤが緊張した際、ワイヤを持っていた左手の中指がワイヤと本件ローラとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、投網作業中、甲板員 A が、足元に気を取られ、ワイヤを繰り出す手元に対する意識が薄れた状態でワイヤを本件ローラに掛けようとしたため、本件網の自重でワイヤが緊張した際、ワイヤを持っていた左手の中指がワイヤと本件ローラとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棒受網漁の投網作業を行う漁船の乗組員は、足元にコイルされたワイヤなどに注意するとともに、ワイヤを持っている手元にも意識を向け、慎重に作業を行うこと。</li> </ul>